

大和市告示第84号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年4月24日

大和市長 大木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「定期の」を「疾病に関する」に改め、同条第2項を削る。

第4条中「、臨時予防接種及び行政措置予防接種」を「及び臨時予防接種」に改める。

第7条中「いう。）」の次に「及び予防接種予診票（以下「予診票」という。）」を加える。

第8条中「依頼書を委託外医療機関に」を「当該医療機関に依頼書及び予診票を」に改める。

第9条中「接種後」を「助成を受けようとするときは、接種した日から起算して」に、「助成金の申請をし」を「申請し」に改め、同条第1号中「（領収書）」を削り、同条第2号中「予防接種予診票」を「予診票」に改める。

第10条第2項中「請求しなければならない」を「請求するものとする」に改める。

別表第1限度額の欄を次のように改める。

限度額
7,614円
7,408円
6,004円
5,194円
4,946円
12,862円
11,458円
8,974円
7,570円
8,974円

7, 570円
9, 471円
8, 067円
7, 257円
12, 085円
10, 681円
9, 871円
13, 456円
12, 052円
11, 242円
8, 845円
12, 150円
16, 524円
費用免除者 4, 590円
費用免除者以外の者 3, 090円

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。